

桑名市告示第72号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成30年4月1日以降に法第6条第1項の規定又は同法第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物について適用する。

平成30年3月28日

桑名市長 伊藤 徳 宇

- 1 中間検査を行う区域  
桑名市全域
- 2 中間検査を行う期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模  
新築、増築又は改築に係る建築物の部分で法第27条第1項第1号、第2号（法別表第1（2）項から（4）項までに係る部分を除く。）又は第3号に該当するもの
- 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程  
次の表のとおりとする。なお、特定工程および特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合で、特定工程が終了する時期が異なる場合は当該特定工程に係る工事が終了した時にその都度検査の申請を行うこととする。

注）主要な構造が下記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄を適用する。

主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
鉄骨造 (木造)	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事(木造は当欄の規定を準用する)	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事及び内装工事、デッキスラブのコンクリート工事等
鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)工事	特定工事の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
鉄骨鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

## 5 適用の除外

法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物及び同法第18条並びに同法第85条の適用を受ける建築物については、この告示は適用しない。

### 附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。